

鳥取県西部地震・芸予地震における住宅再建支援に関する調査

長崎大学大学院 学生会員 ○松木理一 長崎大学工学部 フェロー会員 高橋和雄
 長崎大学工学部 正会員 中村聖三

1. まえがき

平成12年10月の鳥取県西部地震と平成13年3月の芸予地震が中国地方を中心に相次いで発生した。死者はなかったが、住宅や住宅の周辺の石垣や擁壁などに被害が生じた。鳥取県は市町村の協力を得て全国ではじめて住宅新築・購入、補修、液状化復旧および石垣・擁壁補修を行政経費によって支援している。個人の復興がなければ地域の復興はありえないとする明快な論理を展開している。本研究では、鳥取県西部地震の復興に対して鳥取県が導入した住宅再建支援策を紹介する。さらに、鳥取県西部地震と芸予地震で震度5強以上を記録した市町村を対象としたアンケート調査結果を述べる。

2. 鳥取県西部地震と住宅対策¹⁾

(1) 鳥取県西部地震の概要 平成12年10月6日鳥取県西部で、深さ11kmでマグニチュード7.3の地震が発生し、鳥取県境港市および日野町で震度6強、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町および溝口町で震度6弱を観測した。この鳥取県西部地震によって、住家被害は全壊391棟、半壊2,472棟、一部損壊13,195棟と多数発生した。被害の原因としては、直接的な地震の揺れの他に地盤の液状化により地盤沈下、傾斜などによるものであった。被害の特徴として、地盤の液状化が境港市および米子市で発生し、地盤陥没によって家屋の基礎が傾斜した。築後長期間経過している家屋が多く、高齢者率も30%を越えている中山間地域では、農家住宅の被害が大きい。また、地域によっては多くの住宅で屋根瓦が被害を受けており、建物内部でも柱や梁に被害が発生した。これらの地域では、斜面が多いことから、石垣や擁壁が多くあり、石垣の上に直接基礎が乗っている住宅では、崩壊土砂や隣りの石垣が住家に迫っている光景があった。

(2) 被災者住宅再建支援の内容 支援の内容は、住宅の建設・購入、補修、液状化復旧および石垣・擁壁の補修に対して補助(住宅復興補助金)を行うものである(表-1、2)。これらの住宅復興補助金の交付主体は市町村である。

住宅については、自らの居住用に供する住宅の建設・購入または補修を行うものに対して補助金を交付する。地震前に居住していた市町村内に建設・購入する場合のみに限られる。液状化復旧の内容は、基礎の復旧のための地盤補強や住宅の整地などである。石垣・擁壁については、崩壊により自己または他の住宅等の建物に被害を及ぼしたり、道路・水路等の地域住民の生活に支障をきたすと認められる場合の補修である。なお、新築と液状化または補修と液状化を組み合わせ利用することも可能である。

(3) 鳥取県被災者住宅再建支援基金の創設 鳥取県は、鳥取県西部地震を契機として、今後の自然災害による住宅被害からの再建を公的に支援するため、鳥取県被災者住宅再建支援基金を創設し、制度化した(表-3)。鳥取県および市町村が共同で基金を設置する制度である。鳥取県は、加入する市町村が拠出する金額に相当する額を基金に拠出することになっている。拠

表-1 被災者住宅再建支援にかかわる鳥取県の支援 (住宅関連)

区分	補助対象限度額	補助対象範囲	負担割合	申込実績
建設購入	300万円	住宅の新築、既存の住宅面積の5割以上の建替え又は購入	県2/3 ※既存していた市町村内に建設・購入する場合に限る。	296件 590,500千円
補修	150万円	住宅の補修又は既存の住宅面積の5割未満の建替え	50万円以下 県1/2 50万円~150万円 県1/3 ※敷地内の浄化槽、給排水設備、電気設備、ガス設備の補修等を含む。	6427件 2,302,773千円
液状化復旧	150万円	液状化によるものの基礎の復旧(地盤補強、住宅の整地等を含む)	50万円以下 県1/2 50万円~150万円 県1/3	188件 105,067千円

表-2 被災者住宅再建支援にかかわる鳥取県の支援 (石垣関連)

区分	補助対象限度額	補助対象範囲	負担割合	申込実績
石垣関連	150万円	被災に関わる面積部分にのみ、従前の石垣等の復旧に要する工事費まで。	県1/3	857件 304,117千円

出目標金額は50億円で、拠出年数は25年を見込んで
いる。国から別途50億円の拠出金を期待している。

3. アンケート調査結果

鳥取県西部地震および芸予地震では鳥取県、島根県、
岡山県、香川県、広島県、山口県および愛媛県内の73
市町村が震度5強の地震を経験した。これらの市町村
に地震による被害、地域防災計画における地震対策お
よび震災後の地域防災計画の見直しに関するアンケー
ト調査を平成13年10月に郵送方式によって実施した。回収
数は53で、回収率は72.6%である(表-4)。

(1) 地域防災計画の策定状況 「地域防災計画における
地震対策の取り扱い」を見ると、「地震対策として独立」は
58.5%となっており、「地震対策は未だない」は13.2%で
ある(図-1)。これらの数値を著者らによる平成10年
11月に実施した全国の市町村アンケートにおける中
国・四国の数値77.8%および4.4%と比較すると、地震対
策の策定が遅れ気味であることが指摘できる。また、「地
震対策が最初に策定された時期」は、図-2のように阪
神・淡路大震災の教訓を踏まえている。したがって、「地
震対策で新たに追加された事項」を見ると、「災害ボラン
ティアの導入」、「近隣市町村との相互協力」が目立つ。
「今回の地震で適用された制度で、地域防災計画に追加し
た事項の有無」については、現状では「ある」は17.0%に留まっ
ている(図-3)。

(2) 市町村独自の住宅支援策 鳥取県の住宅復興補助金の
主体は市町村であるため、県の制度を受けて市町村の制度を導
入している。芸予地震では住宅への直接助成はなかったが、広
島県および愛媛県による被災者住宅再建利子補給および被災住
宅再建資金貸付制度を受けて市町村が交付要綱等を設けている。
呉市では急傾斜地等の所有者または管理者に対し、法面の保護、
整地または擁壁の設置および擁壁の復旧工事等の災害を防止す
るための工事に対する融資やげ地危険住宅居住者に対する住宅の
移転事業のための助成がなされている。今治市では、ブロック塀等
に替えて生垣を設置する世帯に4万円を限度として補助金を支出し
ている。

4. まとめ

鳥取県による被災者住宅再建支援の導入および恒久対策としての
基金化を1特例にしないための取り組みが必要である。また、今回
の地震後の応急対策、復旧・復興対策を反映した実効性のある地域
防災計画の見直し・改定が望まれる。

参考文献

- 1) 鳥取県：平成12年鳥取県西部地震の記録、全174頁、2001.10

表-3 鳥取県被災者生活再建支援基金の概要

平成13年6月 県議会可決

項目	内容
設置主体	鳥取県と県下市町村 (市町村の介入は任意)
拠出目標金額	50億円(国から50億円を別途期待)
拠出年数	25年
拠出割合	県と市町村各1/2
支給対象	住宅建設および住宅補修
補助金額	住宅建設300万円、住宅補修150万円

表-4 アンケートの配布数、回収数、回収率

区分	配布数	回収数	回収率(%)
鳥取県西部地震	18	13	72.2
芸予地震	55	40	72.7
全体	73	53	72.6

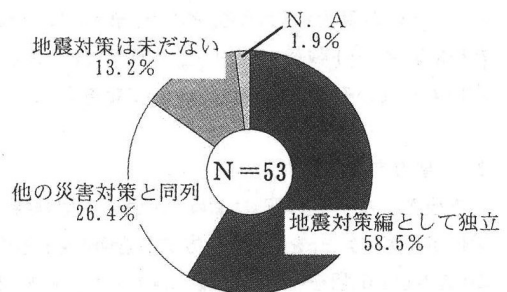


図-1 地域防災計画における地震対策の取り扱い

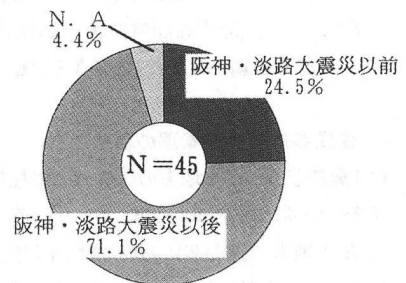


図-2 地震対策が最初に策定された時期

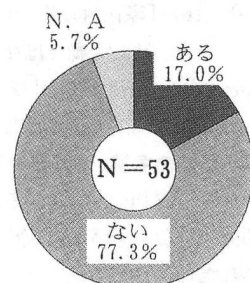


図-3 今回の地震で適用した制度で、地域
防災計画に追加した事項の有無